2　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、千円（人事院が定める場合にあっては、二千円）を超えない範囲内において人事院が定める額（心身に著しい負担を与えると人事院が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額を加算した額）とする。

3　警察庁若しくは海上保安庁に所属する職員又は検察庁に所属する検察事務官が特定大規模災害に対処するため業務を行う場合における規則九―三〇第十一条の規定の適用については、同条第一項中「一　検視」とあるのは「一　三　前二号に掲げる作業のほか、死体の取扱いに関する作業で人事院が定めるもの」と、同条第二項中「一　前項第一号の作業　千円　二　前項第二号の作業　千六百円」とあるのは「一　前項第一号の作業　千円（人事院が定める場合にあつては、二千円を超えない範囲内）　二　前項第二号の作業　千六百円（人事院が定める場合にあつては、三千二百円を超えない範囲内）　三　前項第三号の作業　千円（人事院が定める場合にあつては、二千円を超えない範囲内）」と、同条第三項中「第一項各号の作業に従事した場合には、同項第一号の作業に係る手当は支給しない」とあるのは「前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合における当該二以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事院が定める」とする。

（災害応急作業等手当の特例）

第五条　原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。

一　原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事院が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

二　特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事院が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

2　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号の作業のうち原子炉建屋（人事院が定めるものに限る。）内において行うもの　四万円を超えない範囲内において人事院が定める額

二　前項第一号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの　二万円を超えない範囲内において人事院が定める額

三　前項第二号の作業　一万円を超えない範囲内において人事院が定める額（心身に著しい負担を与えると人事院が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において人事院が定める額を加算した額）

3　同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合における当該二以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事院が定める。

第六条　規則九―三〇第十九条第一項に規定する職員が特定大規模災害に対処するため同項各号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事院が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該作業の区分に応じ同条第二項各号に定められた額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額を加算した額とする。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第六項までを削る。

附則第七項中「及び附則第二項から第六項までに規定する第二条の特例」を削り、同項を附則第二項とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

○総務省告示第百六十六号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第二十四条において準用する健全化法第五条第五項の規定に基づき、同条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

平成二十九年五月十六日

総務大臣　山本　早苗

一　健全化法第二十四条において準用する健全化法第五条第二項の規定による報告の概要

福岡県　小竹町　病院事業会計

1　資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因

・常勤医師の退職により、平成27年度の診療は、常勤医師２名体制となり、入院患者の受入が減少し、医業収益が落ち込んだこと　等

2　計画期間　平成28年度から平成31年度までの４年間

3　経営の健全化の基本方針

・地域の医療、保健、福祉の連携体制の要として、医療の質及び安全性の向上に努め、住民から信頼され親しまれる病院を目指す

・医療の使命を果たすために、互いに協力しあい、病院の発展に努め、全職員がコスト意識を持つ

4　資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

（医業収益増収）

・積極的な患者の受け入れ、健康診断等の推進による患者確保

・医療体制の充実による、安定した入院・外来の診療報酬の確保

・広報紙等を活用した情報提供、情報発信

（医業費用抑制）

・非常勤医師の報酬についての見直し、人員配置の見直し・適正化、時間外勤務の削減

・既存設置の医療機器、施設の計画的な更新

・後発医薬品の積極的導入や施設管理等に係る外部委託の削減等による経費の削減

・一時借入金の返済計画の策定

5　４の方策に係る収入及び支出に関する計画

（単位：千円）

年度 / 項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
経常収益	505,977	472,266	523,538	578,959	621,616
料金収入	383,035	339,074	394,188	454,314	494,105
一般会計等からの繰入金	94,996	101,456	95,429	90,536	93,402
経常費用	537,886	541,376	539,665	551,037	555,112
経常損益	△ 31,909	△ 69,110	△ 16,127	27,922	66,504

6　各年度ごとの資金不足比率の見通し

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
22.9%	45.9%	43.5%	31.8%	18.2%
資金不足比率				